

様式第1号（第9条関係）

開發行為等事前協議書

[illegible]

収用対象事業 による移転	○収用対象事業名				
	○収用対象敷地面積	m ²	残地	m ²	
	○収用対象建物面積	m ²	収用後床面積	m ²	
	○従前地との 敷地面積比	倍	建物床面積比	倍	
	○担当課等	担当者	Tel ()	—	
店舗又は 店舗併用住宅	○業種_____ 店舗等床面積 m ² 総床面積 m ²				
	○添付書類 店舗等事業計画書 資格証明書 取引証明 その他 ()				
	○法第34条第1号店舗 該当・非該当				
必 要 手 続	開発許可申請前に許認可、協議等を要するもの（協議先）		担当者	協議結果	
	○農振除外（市 農林課）				
	○農地転用許可（市 農業委員会）				
	○公共污水桝・浄化槽設置事前協議（市 上下水道課）				
	○公共上水道使用事前協議（市 上下水道課）				
	○建築確認等事前協議（市 建設課建築指導係）				
	○優良田園住宅認定（市 都市計画課）				
	○道路法第24条承認（国、県、市等の道路管理者）				
	○みなし道路買収・寄付（市 農委、建設課、都市計画課等）				
	○官民境界立会い（各公共施設の管理者）				
	○官地払下げ（公共財産管理者）				
	○水路等他目的使用許可（水路等管理者）				
	○排水同意（水路等管理者）				
	○河川法許可（県総合支庁建設総務課等、国交省工事事務所）				
	○消防本部の同意（市 消防本部）				
	○埋蔵文化財包蔵地での開発行為（県・市教育委員会）				
	○都市計画法第32条協議（都市計画課・各公共施設管理者）				
	○都市計画法第53条許可（都市計画課）				
	○国土利用法届出（市 市長公室）				
	○5ha以上の開発行為（雨水排水対策指導要綱・県河川課）				
	○大規模開発行為（県自然環境条例・総合支庁環境課）				
	○温泉掘削（県環境企画課）				
	○ごみ集積施設の設置（市 生活環境課）				
	○飲食店・旅館・興業場等の営業（保健所）				
	○自然公園法許可（県総合支庁環境課）				
	○災害危険区域等防災関係（市 危機管理室）				
	○工場立地法届出（市 産業立地室）				
	○水質汚濁防止法第5条届出（県総合支庁環境課）				
	○大気汚染防止法第6条届出（県総合支庁環境課）				
	○道路交差点協議（県警察本部・公安委員会）				
	○その他_____（_____）				
	土地利用調整会議 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日付議（ 可 不可 保留・再協議） 付議不要				
	山形県開発審査会 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日付議（ 可 不可 保留・再協議） 付議不要				

